

問 1

生命保険に関するコンサルティングや法令、制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 下記<資料1><資料2>は生命保険文化センターが行った「2022(令和4)年度生活保障に関する調査<速報版>」における調査結果の一部である。この調査結果に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料1>最も不安な生活上の不安項目

(単位：%)

年		2022 (令和4)年	2019 (令和元)年	2016 (平成28)年
N		4,373	3,728	3,811
自分自身に関する不安	自分が病気や事故にあうこと	18.6	16.9	15.0
	自分の介護が必要となること	11.6	10.2	11.3
	年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること	10.8	10.0	10.9
	老後の生活が経済的に苦しくなること	10.4	12.4	11.5
	自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること	9.5	9.3	10.3
家族に関する不安	家族の者が病気や事故にあうこと	11.2	11.4	11.9
	親の介護が必要となること	9.7	11.0	10.3
	家族の者が死亡するようなことが起こること	9.2	9.7	10.4
	配偶者の介護が必要となること	4.5	3.6	4.3
	交通事故などの事故を起こしたり、相手にケガを負わせたりすること	3.0	3.8	2.8
その他		0.4	0.6	0.6
わからない		1.1	1.1	0.7

＜資料2＞最も不安な生活上の不安項目の経済的準備状況

(単位：%)

		N	準備できている	わからない	準備できていない
全体		4,327	35.1	2.4	62.4
自分自身に関する不安	自分が病気や事故にあうこと	814	44.1	2.6	53.3
	自分の介護が必要となること	508	39.2	2.4	58.5
	年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること	471	37.4	1.5	61.1
	老後の生活が経済的に苦しくなること	453	15.9	1.3	82.8
	自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること	416	40.9	1.7	57.5
家族に関する不安	家族の者が病気や事故にあうこと	491	37.3	3.3	59.5
	親の介護が必要となること	425	17.9	0.5	81.6
	家族の者が死亡するようなことが起こること	402	33.6	4.2	62.2
	配偶者の介護が必要となること	198	35.4	3.5	61.1
	交通事故などの事故を起こしたり、相手にケガを負わせたりすること	132	58.3	4.5	37.1
その他	17	11.8	29.4	58.8	

(出所) 公益財団法人 生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査<速報版>」を基に作成

1. 自分自身に関する不安の項目において、最も不安に感じている項目は「自分が病気や事故にあうこと」であり、経済的準備は最も進んでいる。
2. 家族に関する不安の項目において、「交通事故などの事故を起こしたり、相手にケガを負わせたりすること」について最も不安であると回答している割合は他の項目と比べて低いが、経済的準備は最も進んでいる。
3. 自分自身に関する不安の項目において、「老後の生活が経済的に苦しくなること」については、2016(平成28)年の調査結果以降、最も不安であると回答している割合は一貫して低下しており、経済的準備は最も進んでいない。
4. 家族に関する不安の項目において、「親の介護が必要となること」については、2019(令和元)年の調査結果より最も不安であると回答している割合は低下しており、経済的準備は最も進んでいない。

(問題2)

(設問B) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相談者A : 一時払いで保険に加入することを検討していますが、もし保険料を支払った後、数ヵ月経過して保険を解約せざるを得ない状況になったとき、支払った保険料はどうなるのでしょうか。

CFP®認定者 : 一時払いで加入して途中で解約することになった場合、未経過分の保険料は払い戻されます。

2. 相談者B : 事業に失敗してしまい、加入している終身保険の保険料の支払いが困難となってしまいました。万一に備え、死亡保障は残しておきたいのですが、保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料を支払えない場合、契約はどうなるのでしょうか。

CFP®認定者 : 保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがない場合、生命保険会社が解約返戻金の範囲内で保険料相当額を自動的に貸し付け、契約を有効に継続させる自動振替貸付という制度があります。万一、自動振替貸付で継続している間に被保険者が死亡した場合、死亡保険金額から自動振替貸付で充当した保険料および利息を差し引いた額が支払われます。

3. 相談者C : 健康診断を受診した際、結果報告書に精密検査を受けるよう記載がありました。まだ精密検査を受けていないので、健康診断の判定については告知しないで、保険に加入しようと思います。

CFP®認定者 : 保険加入時に、事実と相違した告知をすると告知義務違反となり、保険金や給付金が支払われないことや、契約が解除される可能性があります。病名が確定していなくても、精密検査の指示を受けているかどうか告知事項に含まれている場合には、正確に告知する必要があります。

4. 相談者D : 生命保険の死亡保険金受取人を変更するには、生命保険会社に申し出て名義変更手続きをする以外に方法はないのでしょうか。

CFP®認定者 : 生命保険の死亡保険金受取人を変更するためには、生命保険会社に連絡し名義変更することが必要ですが、保険金が支払われる前であれば、所定の要件を満たす遺言書で、死亡保険金受取人を変更することもできます。

(問題3)

(設問C) 長岡恵美さん(以下「恵美さん」という)は、2023年4月に夫の浩一さん(39歳)が死亡したため、自分が万一死亡した場合に備え、新たな生命保険に加入することを検討しており、CFP[®]認定者に相談した。そこでCFP[®]認定者は、恵美さんからヒアリングした内容に基づいて<資料>の2パターンの「必要保障額計算表」を作成した。現時点で恵美さんが死亡した場合の必要保障額に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
長岡 恵美	本人	38歳	会社員
長岡 博之	長男	12歳	小学生

[状況等]

- ・ 浩一さんは、22歳から株式会社LQに勤務(厚生年金保険加入)していたが、在職中に病気で死亡した。死亡退職までの17年間、継続して厚生年金保険に加入していた。
- ・ 恵美さんは、22歳から株式会社LQに勤務(厚生年金保険加入)しており、浩一さんと結婚した後も、引き続き現在まで同社に勤務している。
- ・ 浩一さんと恵美さんには、国民年金保険料の未納期間および免除期間はない。
- ・ 博之さんは、障害者には該当しない。
- ・ 現在の預貯金残高(浩一さんの死亡保険金額を含まない額)は、300万円である。
- ・ 恵美さんと博之さんは、賃貸アパートに居住している。
- ・ 万一、恵美さんが死亡した場合は、恵美さんの親族が、現在の恵美さんの住居にて博之さんの世話をする予定である。

[浩一さんが死亡時に加入していた生命保険契約]

保険種類	無配当定期保険
保険金・年金年額	1,000万円
払込期間	60歳
払込方法	月払い
保険契約者 (保険料負担者)	浩一さん
被保険者	浩一さん
死亡保険金 (給付金)受取人	恵美さん

<資料>

【パターン①（大学まで国公立・生活費月額18万円の場合）】

[必要保障額計算表]

(単位：万円)

年	博之 さん 年齢	収入等合計		支出合計				当該年 の収支	収支 累計額	
		保険金 預貯金	公的 年金	生活費	住居費	教育費	葬儀 費用			
2023	12	×××	100	491	216	108	47	120		
2024	13	100	0	100	389	216	117	56	0	▲289
2025	14	100	0	100	378	216	108	54	0	▲278
2026	15	100	0	100	400	216	117	67	0	▲300
2027	16	100	0	100	385	216	108	61	0	▲285
2028	17	100	0	100	389	216	117	56	0	▲289
2029	18	100	0	100	374	216	108	50	0	▲274
2030	19	0	0	0	425	216	117	92	0	▲425
2031	20	0	0	0	388	216	108	64	0	▲388
2032	21	0	0	0	397	216	117	64	0	▲397
2033	22	0	0	0	388	216	108	64	0	▲388
合計		×××	700	4,404	2,376	1,233	675	120		

【パターン②（高校から私立・生活費月額20万円の場合）】

[必要保障額計算表]

(単位：万円)

年	博之 さん 年齢	収入等合計		支出合計				当該年 の収支	収支 累計額	
		保険金 預貯金	公的 年金	生活費	住居費	教育費	葬儀 費用			
2023	12	×××	100	515	240	108	47	120		
2024	13	100	0	100	413	240	117	56	0	▲313
2025	14	100	0	100	402	240	108	54	0	▲302
2026	15	100	0	100	424	240	117	67	0	▲324
2027	16	100	0	100	474	240	108	126	0	▲374
2028	17	100	0	100	456	240	117	99	0	▲356
2029	18	100	0	100	443	240	108	95	0	▲343
2030	19	0	0	0	503	240	117	146	0	▲503
2031	20	0	0	0	469	240	108	121	0	▲469
2032	21	0	0	0	478	240	117	121	0	▲478
2033	22	0	0	0	469	240	108	121	0	▲469
合計		×××	700	5,046	2,640	1,233	1,053	120		

【パターン①、パターン②とも】

- ・ 博之さんの年齢は、年末時点の満年齢で表示している。
- ・ 博之さんが22歳で大学を卒業することを前提に表示している。
- ・ 税金・社会保険料は、遺族の生活費に含まれる。
- ・ 住居費には、アパートの更新料（2年に一度）を含めている。

- ・ 記載されている数値は正しいものとする。
- ・ 問題作成の都合上、一部空欄にしてある。
- ・ 算入する金額がない場合は「0」、同一の金額が入る場合は「×××」と表記している。

1. 今後の収入等合計の累計額は、パターン①、パターン②とも2,000万円である。
2. 年間収支（当該年の収支）のマイナス幅が最も大きい年は、パターン①、パターン②とも同じ年になる。
3. 2033年末の収支累計額は、パターン②の方がパターン①よりマイナス幅が642万円大きい。
4. 恵美さんが加入する生命保険の死亡保険金額は、パターン②の場合、5,000万円程度が適切といえる。

（問題4）

（設問D）保険業法における保険契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 既存の保険契約に中途付加した特約は、クーリング・オフの対象となる。
2. 生命保険の加入に当たり、医師による診査を受けた後は、その契約はクーリング・オフの対象とならない。
3. クーリング・オフの期間は、クーリング・オフに関する書面を受け取った日、または保険契約の申込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内である。
4. クーリング・オフは、生命保険会社へ書面にて申出ができるほか、電子メールやウェブサイト等を通じた電磁的記録でも申出ができる。

問2

保険契約等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題5)

(設問A) 浅見さん(66歳・男性)の2022年分の収入は、下記<資料>のとおりである。浅見さんの2022年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程における分数については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとする。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

- ① 老齢厚生年金および老齢基礎年金：180万円
- ② 企業年金：72万円(受取期間10年)
企業型確定拠出年金(企業型DC)に基づく年金であり、在職中、浅見さんがマッチング拠出により330万円拠出している。
- ③ 個人年金保険(10年保証期間付終身年金)：48万円(内訳：基本年金および増額年金合計で48万円、配当0円)
浅見さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始当時は60歳であった。
既払込正味保険料総額：540万円
- ④ 相続した個人年金保険(10年確定年金)：36万円
浅見さんの父が2018年10月に死亡して年金受給権を相続し、2018年10月分から浅見さんが年金を受け取っている。
既払込正味保険料総額：234万円(契約当初より浅見さんの父が全額を負担)
年金受給権の相続税評価額：341万円
総収入金額算入額(課税部分)：1.6万円

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円

＜余命年数表 (抜粋)＞

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

1. 128.64万円
2. 128.76万円
3. 161.76万円
4. 173.80万円

(問題6)

(設問B) 天野さんが(1) 2022年中に支払った医療費等、(2) 2022年中に受け取った給付金等は、下記<資料>のとおりである。天野さんの2022年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、天野さんの2022年分の総所得金額は500万円である。

<資料>

(1) 2022年中に支払った医療費等				
	治療等を受けた者	内容	支払金額	備考
①	天野さん本人	ケガの治療費	14万円	(注1)
②	天野さん本人	入院・手術等の治療費	30万円	—
③	天野さん本人	自己の判断により受けたPCR検査の検査費用	1万円	(注2)
④	天野さんの妻	新型コロナウイルス感染症の予防のために薬局で購入したマスク購入費用	1万円	(注3)

(注1) 2021年12月に未払いとなっていた治療費を2022年1月に支払った。
 (注2) PCR検査の結果、「陰性」であることが判明した。
 (注3) 天野さんの妻は、天野さんと同居し生計を一にしている。

(2) 2022年中に受け取った給付金等
 (ア) 高額療養費：17万円(上記(1)の②天野さん本人の治療費に係るもの)
 (イ) 生命保険からの入院・手術給付金：17万円(上記(1)の②天野さん本人の治療費に係るもの)

1. 0円
2. 4万円
3. 5万円
4. 17万円

(問題7)

(設問C) 川久保さんが下記<資料>のとおり、2022年に3回目の個人年金を受け取った場合、川久保さんの2022年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、他に雑所得はないものとする。

<資料>

保険種類：個人年金保険 契約形態：保険契約者（保険料負担者）＝川久保さんの夫（契約当初より保険料全額を負担） 被保険者＝川久保さん 年金受取人＝川久保さん 年金種類：10年確定年金（2022年に3回目の年金を受給） 年金年額：90万円（内訳：基本年金および増額年金合計で90万円、配当金0円） 既払込正味保険料総額：720万円 年金受給権の相続税評価額：765万円

<参考式>

① 相続税評価割合＝ $\frac{\text{相続税評価額}}{\text{年金の支払総額または支払総額見込額}}$ 相続税評価割合が50%超の場合の ② $\frac{\text{総収入金額算入額（課税部分）}}{\text{一課税単位当たりの金額（※a）}} = \text{経過年数（※b）}$ ※a 一課税単位当たりの金額＝ $\frac{\text{年金の支払総額} \times \text{課税割合（※c）}}{\text{課税単位数（※d）}}$ ※b 経過年数とは、年金の支払開始日からその支払いを受ける日までの年数（1年未満の端数切捨て）をいう。 ※c 相続税評価割合に応じて課税割合を定める。 ※d 課税単位数＝ $\frac{\text{残存期間年数（※e）} \times (\text{残存期間年数} - 1 \text{年})}{2}$ ※e 残存期間年数とは、居住者に係る年金の支払開始日におけるその年金の残存期間に係る年数（1年未満の端数切上げ）をいう。 ③ 必要経費の金額＝②×（既払込正味保険料総額÷年金の支払総額） ④ 雑所得の金額＝②－③

<課税割合>

相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合
50%超 55%以下	45%	75%超 80%以下	20%	92%超 95%以下	5%
55%超 60%以下	40%	80%超 83%以下	17%	95%超 98%以下	2%
60%超 65%以下	35%	83%超 86%以下	14%	98%超	0%
65%超 70%以下	30%	86%超 89%以下	11%	—	—
70%超 75%以下	25%	89%超 92%以下	8%	—	—

- 1. 8,800円
- 2. 11,200円
- 3. 16,800円
- 4. 18,000円

(問題8)

(設問D) 井川さんが2022年中に支払った保険料は、下記<資料>のとおりである。井川さんの2022年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も適正に保険料は支払われており、生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとし、配当金はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	契約時期	保険料 払込方法	年間正味 払込保険料	備考
①	終身保険	2007年	月払い	120,000円	(注1)
②	医療保険	2018年	月払い	36,000円	(注2)
③	個人年金保険	2010年	月払い	60,000円	(注3)
④	外貨建個人年金保険	2022年	一時払い	—	(注4)

(注1) 2022年6月1日に保険料の自動振替貸付制度が適用されており、年間正味払込保険料のうち、2022年6月以降の保険料70,000円は自動振替貸付により充当された金額である。

(注2) 損害保険会社の商品である。

(注3) 税制適格特約付個人年金保険であり、2022年6月に解約し、契約は消滅しているため、年間正味払込保険料は解約までに払い込んだ保険料である。

(注4) 一時払い保険料30,000米ドル（保険料支払時の為替レート：1米ドル＝130円）、据置期間10年の契約で、1年当たりの保険料は390,000円である。

<所得税の生命保険料控除の控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
25,000円 以下	支払保険料の全額
25,000円 超 50,000円 以下	支払保険料×1/2 + 12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払保険料×1/4 + 25,000円
100,000円 超	50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
20,000円 以下	支払保険料の全額
20,000円 超 40,000円 以下	支払保険料×1/2 + 10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払保険料×1/4 + 20,000円
80,000円 超	40,000円

1. 78,000円
2. 90,000円
3. 108,000円
4. 118,000円

(問題9)

(設問E) 飯田さんが2022年中に受け取った保険金等は、下記<資料>のとおりである。飯田さんの2022年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～④はいずれも特約を付加していないものとし、他に一時所得はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	内容	受取額	払込保険料 総額	備考
①	一時払 終身保険	飯田さん	飯田さん	解約返戻金	340万円	300万円	(注1)
②	三大疾病 保障保険	飯田さん	飯田さん	三大疾病 保障保険金	250万円	50万円	—
③	終身保険	飯田さんの父	飯田さんの父	死亡保険金	500万円	300万円	(注2)
④	終身保険	飯田さん	飯田さん	解約返戻金	280万円	300万円	(注3)

(注1) 加入してから4年2ヵ月後に解約した。

(注2) 飯田さんの父は2022年10月に死亡した。

(注3) 受取額は、契約者貸付金およびその利息の合計額80万円を控除した額である。

1. 0円
2. 5万円
3. 25万円
4. 125万円

問3

荒木さんは、下記の生命保険に加入することを検討しています。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、＜資料1＞＜資料2＞の定めによることとします。

＜資料1＞

[終身がん保険（がん治療給付型）普通保険約款（抜粋）]				
第1条～第2条－省略－ 第3条（保険期間の始期および契約日） 1 会社は、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その時の属する日を契約日とします。 2 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。 第4条（責任開始日） 保険期間の始期の属する日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日を責任開始日とし、会社はその日から保険契約上の責任を負います。 第5条－省略－ 第6条（給付金の支払） 1 この保険契約の給付金の支払は、つぎのとおりです。				
給付金の種類	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1) がん治療給付金	被保険者が保険期間中に、責任開始日（復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始日。以下同じ。）以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的としてつぎの①から⑤のいずれかに該当したとき ① つぎの（ア）から（ウ）のいずれかに該当する手術を受けたとき （ア）別表3に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）によって保険給付の対象となる別表4に定める医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として定められている手術（公的医療保険制度によって保険給付の対象となる別表5に定める歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）により手術料の算定された手術であっても、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術は含みます。）であること （イ）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、別表6に定める骨髄移植（以下「骨髄移植」といいます。）にかかる輸血料の算定対象として定められている骨髄移植であること （ウ）別表7に定める先進医療（以下「先進医療」といいます。）に該当する診療行為（診断および検査を目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。）であること ② つぎの（ア）または（イ）のいずれかに該当する放射線治療を受けたとき （ア）－省略－ （イ）－省略－ ③ つぎの（ア）の抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき、または（イ）の抗がん剤・ホルモン剤治療に関する検査を受けたとき	支払事由に該当する月ごとに、支払基準日における基準給付月額	被保険者	－

	<p>(ア) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、別表9に定める抗がん剤・ホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される別表10に定める抗がん剤治療・ホルモン剤治療（以下「抗がん剤治療・ホルモン剤治療」といいます。）であること</p> <p>(イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、検体検査実施料（検体提出時または結果説明時）が算定されるがんゲノムプロファイリング検査（以下「がんゲノムプロファイリング検査」といいます。）であること</p> <p>④ つぎの(ア)から(ウ)のいずれかに該当するがん性疼痛等に対する緩和療養を受けたとき</p> <p>(ア) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により別表11に定める疼痛緩和薬（以下「疼痛緩和薬」といいます。）にかかる薬剤料もしくは処方せん料または別表12に定める神経ブロック（以下「神経ブロック」といいます。）にかかる神経ブロック料が算定される緩和療養であること</p> <p>(イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院による緩和療養であること</p> <p>(ウ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料（ただし、往診料は除きます。）が算定される別表13に定める在宅医療（以下「在宅医療」といいます。）による緩和療養であること</p> <p>⑤ ー省略ー</p>			
<p>(2) 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金</p>	<p>被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とするつぎの①から④のいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき。ただし、がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を除きます。</p> <p>① 先進医療による別表16に定める療養（以下「療養」といいます。）であること</p> <p>② 別表17に定める患者申出療養による療養であること</p> <p>③ がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている別表9に定める抗がん剤・ホルモン剤（厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたものに限り、ただし、がんゲノムプロファイリング検査により選定されたものは除きます。）による抗がん剤治療・ホルモン剤治療であること</p> <p>④ 別表18に定める欧米で承認された抗がん剤・ホルモン剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療であること</p>	<p>支払事由に該当する月ごとに、支払基準日における基準給付月額 の2倍</p>	<p>被保険者</p>	<p>ー</p>
<p>ー中略ー</p>				
<p>(4) 死亡給付金</p>	<p>被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき</p>	<p>基準給付月額と同額</p>	<p>死亡給付金受取人</p>	<p>つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき</p> <p>① 責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺</p> <p>② 保険契約者または死亡給付金受取人の故意</p>

2～3－省略－

4 同一の月に、複数のがん治療給付金の支払事由に該当するときは、その月の最初に支払事由に該当した日をもって支払事由に該当したものとみなします。

5 第1項および第2項における支払事由に該当する月は、つぎのいずれかを含む月とします。

(1) 注射による投与が医師（看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。）により行われた日

(2) 経口内服による投与で処方せんによる投薬期間（ただし、被保険者が生存している期間に限ります。）

(3) 前2号以外は医師により処方または診療行為等が行われた日

6 第1項および第2項における支払基準日は、支払事由に該当する月において最初に支払事由に該当した日とします。ただし、前項第2号における投薬期間が前月から継続している場合には、当月初日を支払基準日とします。

7 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日が同一の月に2回以上あるときは、その月の最初に抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払事由が生じたものとみなします。

8～14－省略－

第7条～第12条－省略－

第13条（第1回保険料の払込）

1 この保険契約の保険料は、契約日からその日を含めて3ヵ月経過後の保険期間に対して要します。

2 第1回保険料は、つぎの各号に定める期間（以下「第1回保険料の払込期間」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法（回数）	第1回保険料の払込期間
(1) 月払	契約日の属する月を含めて4ヵ月目の月の初日から末日まで
(2) 半年払	契約日からその日の属する月の翌々月末日まで
(3) 年払	

3 前項の保険料が責任開始日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。ただし、第28条（責任開始日前のがん診断確定による無効）に該当した場合は、第28条の規定を適用します。

4 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

第14条～第27条－省略－

第28条（責任開始日前のがん診断確定による無効）

1 被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定（被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。）されていた場合は、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、保険契約は無効（保険契約の復活の場合は復活の取扱を無効）とします。

2 前項の場合、すでに払い込まれた保険料はつぎのように取り扱います。

(1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。

(2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。また、保険料払込方法（回数）が半年払または年払の場合には、会社は、解約返戻金とともに、払い込まれた保険料の未経過分（1ヵ月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。

(3) 告知の時から責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。

3 本条の適用がある場合は、第31条（告知義務違反による解除）および第33条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第29条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

1 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により、保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。

2 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とします。

3 前2項の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。ただし、保険料払込方法（回数）が半年払または年払の場合、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1ヵ月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。

第30条－省略－

第31条（告知義務違反による解除）

1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後も保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項に定める解除の原因となる事実の発生時以後に生じた支払事由による給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行いません。またすでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込の免除を取り消します。

3 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。

4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡給付金

受取人に通知します。

5 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第32条～第41条－省略－

第42条（契約年齢の計算）

1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

2 契約後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第43条（契約年齢または性別の誤りの処理）

1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、つぎのとおりとします。

(1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、会社が保険契約を取り消した場合は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

(2) 前号以外のときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

第44条～第48条－省略－

別表－省略－

<資料2>

[預金口座振替特約（抜粋）]

第1条－省略－

第2条（責任開始日および契約日の特則）

1 この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、責任開始の日の翌月1日を契約日とします。

2 第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、月払契約においては、この特約の適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

3 前2項の場合、契約年齢および保険期間は契約日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始の日とします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条－省略－

第5条（保険料の払込）

1 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日。以下「保険料振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。ただし、保険料振替日が取扱金融機関等の休日に該当する場合は、翌営業日とします。

2 前項の場合、保険料振替日に保険料の払込があったものとします。

3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対して、その振替順序を指定できないものとします。

4 この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第6条～第18条－省略－

第19条（終身がん保険（がん治療給付型）に付加した場合の特則）

この特約を終身がん保険（がん治療給付型）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

(1) 保険期間の始期、契約日および契約日前の事故については、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。

(ア) この特約が適用される保険契約の保険期間の始期および契約日は、主約款の規定を適用します。

(イ) 月払契約においてこの特約が適用された場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。

(ウ) 保険期間および契約年齢は（ア）および（イ）に定める契約日を基準として計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とします。

(エ) －省略－

(2) 第1回保険料は、次の（ア）または（イ）に定める月の保険料振替日に口座振替を行ないます。

(ア) 年払契約または半年払契約の場合、契約日の属する月の翌々月

(イ) 月払契約の場合、契約日の属する月を含めて4ヵ月目の月

(3) －省略－

(問題 10)

(設問A) 荒木さんが加入を検討している生命保険の各種の給付金・返還金等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として保険料払込期間中に被保険者が死亡した場合、死亡給付金受取人に死亡給付金が支払われる。
2. 保険契約者が給付金を不法に取得する目的をもって保険契約を締結した場合、保険契約は無効となり、すでに払い込まれた保険料の全額が保険契約者に払い戻される。
3. 医者からがんと診断確定されたにもかかわらず告知しなかった場合、保険会社は保険契約を解除でき、解除したときはすでに払い込まれた保険料の全額が保険契約者に払い戻される。
4. 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、正しい年齢に基づいて保険料が計算し直される。

(問題 11)

(設問B) 荒木さんが加入を検討している生命保険に以下の条件で加入した場合の保障（責任）開始時期と保険料支払時期に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<加入条件>

荒木さんの生年月日：1980年7月7日

保険料振替日：毎月27日

保険契約を申し込んだ日：2023年6月18日（同日に書面により告知も実施）

保険料払込方法（回数・経路）：月払い・口座振替扱い（預金口座振替特約付加）

1. 保険料は2023年6月18日時点の年齢により計算される。
2. 保険証券に記載される契約日は2023年7月1日である。
3. 2023年9月1日に荒木さんががんと診断確定された場合、保険契約は無効となる。
4. 第1回保険料の引落日は2023年10月27日である。

(問題 1 2)

(設問C) 荒木さんが加入を検討している生命保険の支払いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 医師により、初めてがん（胃がん）と診断確定された段階で、給付金の支払い対象となる。
2. 乳がんの治療のため、公的医療保険制度の対象となる経口内服のホルモン剤を複数月分まとめて処方された場合であっても、給付金は支払事由に該当する月ごとに支払われる。
3. 肺がんの治療のため、がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療を受けたが、効果が見られなかったため、同じ月に自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療を受けた場合、がん治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の両方が支払われる。
4. がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けたとき、がん治療給付金が支払われる。

問 4

伊丹和彦さん（以下「和彦さん」という）は、自身の定年が近づいてきたことから、老後の生活設計について、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]			
氏名	続柄	年齢	備考
伊丹 和彦	本人	55歳	会社員
伊丹 由美	妻	52歳	パートタイマー
伊丹 康平	長男	22歳	大学生
伊丹 茜	長女	19歳	専門学校生

(問題 1 3)

(設問A) 和彦さんは、老後の生活資金準備手段のうち個人年金保険について、CFP[®]認定者に相談した。個人年金保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 生命保険会社が定める一定の範囲内で年金の種類や受取期間を変更することができるが、年金受取り開始後はこれらを変更することができない。
2. 保証期間付終身年金は年金受取り開始後、保証期間中の年金現価を一括で受け取ることができる。
3. 年金を受け取る際に所得税が源泉徴収されていた場合、確定申告をする必要はない。
4. 個人年金保険料税制適格特約付の年金契約を、保険料払込期間中に一部減額した場合、解約返戻金は支払われず、預り金として年金受取り開始時の増額年金に充てられる。

(問題 14)

(設問B) 和彦さんは、保険料年払い、払込期間10年、年間保険料100万円の終身保険に加入しているが、息子の康平さんに名義変更することを検討している。名義変更に係る税務上の留意点等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<契約形態>

保険種類	終身保険	
保険契約者(保険料負担者)	(名義変更前) 和彦さん	(名義変更後) 康平さん
被保険者	康平さん	
死亡保険金受取人	和彦さん	

1. 名義変更を行う前に康平さんが死亡した場合、和彦さんが受け取る死亡保険金は相続税の課税対象となる。
2. 保険料払込期間中に、和彦さんから康平さんに名義変更を行い、その後、和彦さんが生存中に康平さんが保険契約を解約した場合、康平さんが受け取る解約返戻金相当額のうち、払込保険料の総額に対する和彦さんの負担した保険料の部分は、贈与税の課税対象となる。
3. 保険料払込期間中に、和彦さんから康平さんに名義変更を行い、その後、康平さんが和彦さんより先に死亡した場合、和彦さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。
4. 保険料払込満了後に、和彦さんから康平さんに名義変更を行い、その後、康平さんが和彦さんより先に死亡した場合、和彦さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。

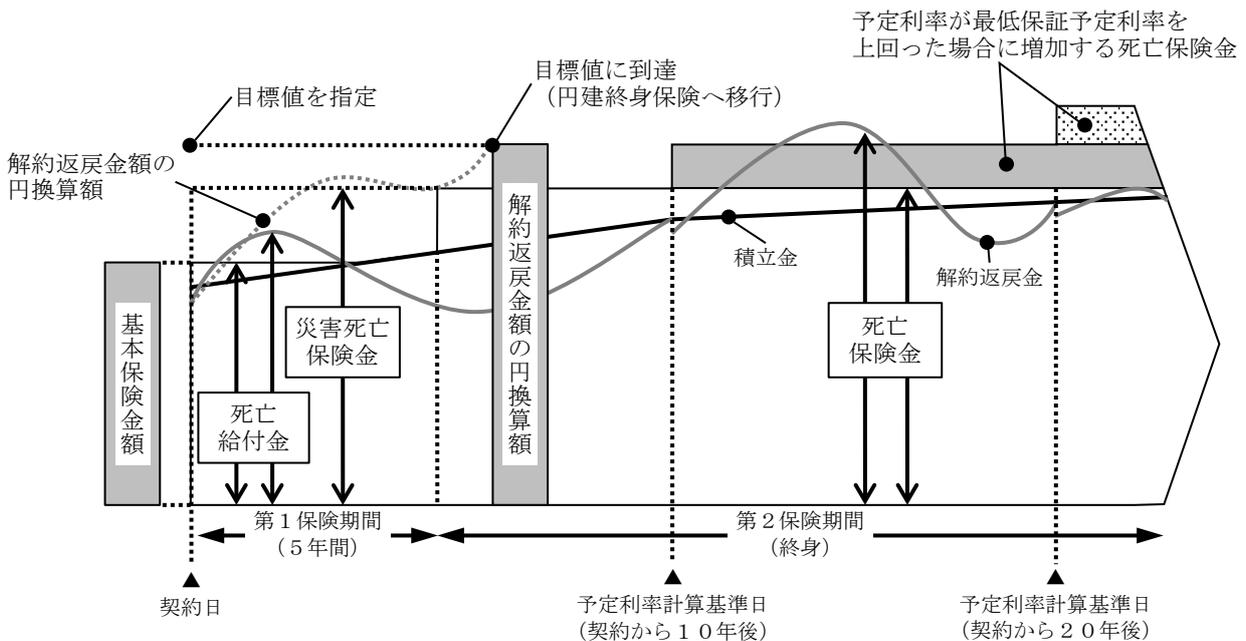
(問題 15)

(設問C) 和彦さんは、下記<資料>の外貨建終身保険に加入することを検討している。この外貨建終身保険の商品性等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

[5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険 (指定通貨建)]

仕組み図 (イメージ)



保障の仕組み

1. 第1保険期間は指定通貨建で基本保険金額が最低保証されます。
 - ・ 第1保険期間 (契約日から5年間) の災害死亡保険金は基本保険金額を上回ります。
 - ・ 死亡給付金は抑えられていますが、指定通貨建で基本保険金額が最低保証されます。
2. 契約日から5年後に保障が増加します。
 - ・ 第2保険期間開始日 (契約日から5年以後) に災害死亡保険金と死亡保険金と同額となり、災害以外で死亡されたときの保障が大きく増加します。
3. 10年ごとの予定利率更新により保障のさらなる増加が期待できます。
 - ・ 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に更新される予定利率が最低保証予定利率 (0.50%) を上回った場合、死亡保険金がさらに増加します。
 - ・ 一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。

運用の仕組み

1. 積立金は指定通貨建で着実に増加します。
 - ・ 積立金は指定通貨建で期間の経過とともに増加します。
 - ・ 積立金算出の基準となる予定利率は契約日から10年間適用され、その後は10年ごとに更新されます。そのため、10年ごとの積立金は契約日および予定利率計算基準日に確定します。

2. 契約日から10年ごとの解約返戻金は積立金と同額となります。
 - ・ 解約返戻金は積立金を基準に市場価格調整を適用して、指定通貨建で算出されます。ただし、予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は市場価格調整が適用されないため、積立金と同額となります。
 - ・ 解約返戻金は指定通貨建のほか、円建でも受け取れます。
 3. 運用成果を円建で自動的に確保できます。
 - ・ あらかじめ目標値（105%、110%～200%＜10%単位＞、指定なしから選択でき、変更もできます）を指定しておくことで、契約日から1年経過後以降、目標値への到達状況が毎営業日判定されます。
 - ・ 解約返戻金の円換算額の割合が目標値に到達している場合、自動的に円建の終身保険に移行します。
1. 基本保険金額から契約初期費用を控除した金額に最低保証予定利率を乗じることによって、指定通貨ベースにおける解約返戻金額の最低金額を算出することができる。
 2. 契約日から5年経過すると、解約返戻金の円換算額が契約時に払い込んだ円貨額を下回ることはない。
 3. 契約日から10年経過後における予定利率が最低保証予定利率を上回った場合、解約返戻金額が増加する。
 4. 市場価格調整の適用により、解約時の市場金利が契約時と比較して上昇した場合、通常、指定通貨ベースにおける解約返戻金は減少する。

問5

山本幸雄さん（以下「幸雄さん」という）は、今後の生活設計についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]			
氏名	続柄	年齢	備考
山本 幸雄	本人	41歳	会社員
山本 理沙	妻	38歳	パートタイマー
山本 直美	長女	13歳	中学生
山本 健一	長男	9歳	小学生

(問題16)

(設問A) CFP[®]認定者は、幸雄さんに万一のことがあったときに、残される理沙さん、直美さん、健一さんのために必要となる金額（必要保障額）の一般的な考え方について説明した。次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 世帯主が死亡した場合に必要な金額（必要保障額）は、遺族の生活費やその他必要となる資金の総額から収入の見込額を差し引いて計算する。
- ・ 遺族の生活費は、以下の（1）と（2）を合わせた金額となる。
 - （1）末子独立までの遺族の生活費＝
「現在の年間生活費 × （ア） × （末子の独立時の年齢－末子の現在の年齢）」
 - （2）末子独立後の配偶者の生活費＝
「現在の年間生活費 × （イ） × 末子の独立時の（ウ）」
- ・ 生活費以外に必要な資金には、子どもの教育資金や結婚資金、住居関連費用、葬儀費用などがある。団体信用生命保険付の住宅ローンがある場合、その返済額は必要資金に（エ）。
- ・ 遺族の収入等となるものとして、遺族年金や死亡退職金、弔慰金、生命保険の死亡保険金、預貯金などの金融資産、配偶者自身の勤労収入や老齢年金などがある。

1. (ア) 70% (イ) 50% (ウ) 配偶者の平均余命 (エ) 含まない
2. (ア) 70% (イ) 50% (ウ) 配偶者の平均寿命 (エ) 含む
3. (ア) 90% (イ) 70% (ウ) 配偶者の平均余命 (エ) 含まない
4. (ア) 90% (イ) 70% (ウ) 配偶者の平均寿命 (エ) 含む

(問題18)

(設問C) 幸雄さんは、下記<資料>のLZ生命保険株式会社の医療保険に加入することを検討している。この医療保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

			<特長>				
			「健康祝金ありプラン」に「三大疾病一時金特約」「特定生活習慣病保障特約」を付加した場合の特長				
【特長1】基本保障			<ul style="list-style-type: none"> 三大疾病(※1)による長期入院は日数無制限で保障。 短期入院(※2)でも一律10日分の入院給付金を、日帰り手術でも、手術給付金に加え通院給付金をお受け取りいただけます。 				
【特長2】選べる特約			<ul style="list-style-type: none"> 三大疾病で手術または入院をしたとき(※3)に一時金をお受け取りいただけます。 糖尿病の合併症などの特定生活習慣病(※4)にも手厚く備えることができます。 				
【特長3】選べるプラン			<ul style="list-style-type: none"> 所定の条件を満たした場合、3年に一度、健康祝金をお受け取りいただけます。 				
(※1) 三大疾病とは、がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患を指します。							
(※2) 日帰り入院を含む10日以内の入院の場合。							
(※3) がん(悪性新生物)の場合は、診断確定されたときを含む。							
(※4) 特定生活習慣病とは、肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病の合併症を指します。							
<保障内容>			入院給付金日額 5,000円	入院給付金日額 10,000円	健康祝金 なしプラン	健康祝金 ありプラン	
入院	疾病・災害 入院給付金	病気・ケガの治療を目的 として入院したとき	10日以内の場合 一律10日分 5万円	10日以内の場合 一律10日分 10万円	○	○	
	三大疾病 無制限 入院給付金	三大疾病(がん(悪性新 生物)・心疾患・脳血管 疾患)の治療を目的とし て疾病・災害入院給付金 の支払限度日数を超える 入院をしたとき	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	○	○	
手術	手術 給付金	外来手術	(外来手術増額特 則を付加した場合) 1回につき 5万円	(外来手術増額特 則を付加した場合) 1回につき 10万円	○	○	
		入院手術	入院中に手術を受けたとき (特定手術を除く)	1回につき 5万円	1回につき 10万円	○	○
		特定手術	特定手術を受けたとき がん(悪性新生物)に対 する開頭・開胸・開腹手 術や心臓への開胸術など	1回につき 20万円	1回につき 40万円	○	○
放射線 治療	放射線治療 給付金	病気・ケガの治療を目的 として放射線治療を受け たとき	1回につき 5万円	1回につき 10万円	○	○	
通院	疾病・災害 通院給付金	入院・手術・放射線治療 の前後に、病気・ケガの 治療を目的とする通院を したとき	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	○	○	

祝金	健康祝金	健康祝金支払判定期間(※5)中に継続10日以上入院に対する疾病・災害入院給付金のお支払いがなく、3年ごとの健康祝金支払基準日(※6)に生存しているとき(※7)	3年ごとに2.5万円	3年ごとに5万円	—	○
----	------	---------------------------------------------------------------------------------	------------	----------	---	---

＋ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料払込免除	免除事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みは不要です。(保障は継続します)
-------------	-----------------------------------------

(※5) 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のこと。

(※6) 契約日から起算した3年ごとの年単位の契約当日のこと。

(※7) 90歳となる年単位の契約当日の翌日以降は、健康祝金のお支払いはありません。

<選べる特約>

- 女性特有の病気・女性がかかりやすい病気や、すべてのがんなどの治療を目的とした入院を保障

女性疾病特約	女性疾病入院給付金	1日につき 5,000円	保険期間 終身
--------	-----------	--------------	---------

- 乳房、子宮、卵巣に対する所定の手術を保障

女性特定手術特約	女性特定手術給付金	1回につき 20万円	保険期間 10年満期 (自動更新)
	乳房再建給付金	1回につき 50万円	

(乳房に関する保障開始まで、3ヵ月の待ち期間(保障されない期間)があります)

- がん(悪性新生物)と診断確定されたときや心疾患・脳血管疾患の手術や入院をしたときに一時金で保障

三大疾病特約	三大疾病一時金	特約給付金額50万円の場合 1回につき 50万円	保険期間 終身
--------	---------	-----------------------------	---------

(がん(悪性新生物)の保障開始まで、3ヵ月の待ち期間(保障されない期間)があります)

- 特定の生活習慣病(肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病の合併症)の手術や入院などをしたときに給付金で保障

生活習慣病特約	特定生活習慣病保障給付金	特約給付金額50万円の場合 第1回 50万円 第2回以降第5回まで 25万円	保険期間 終身
---------	--------------	-------------------------------------------------	---------

- 所定の就労困難状態になったときに一時金で保障

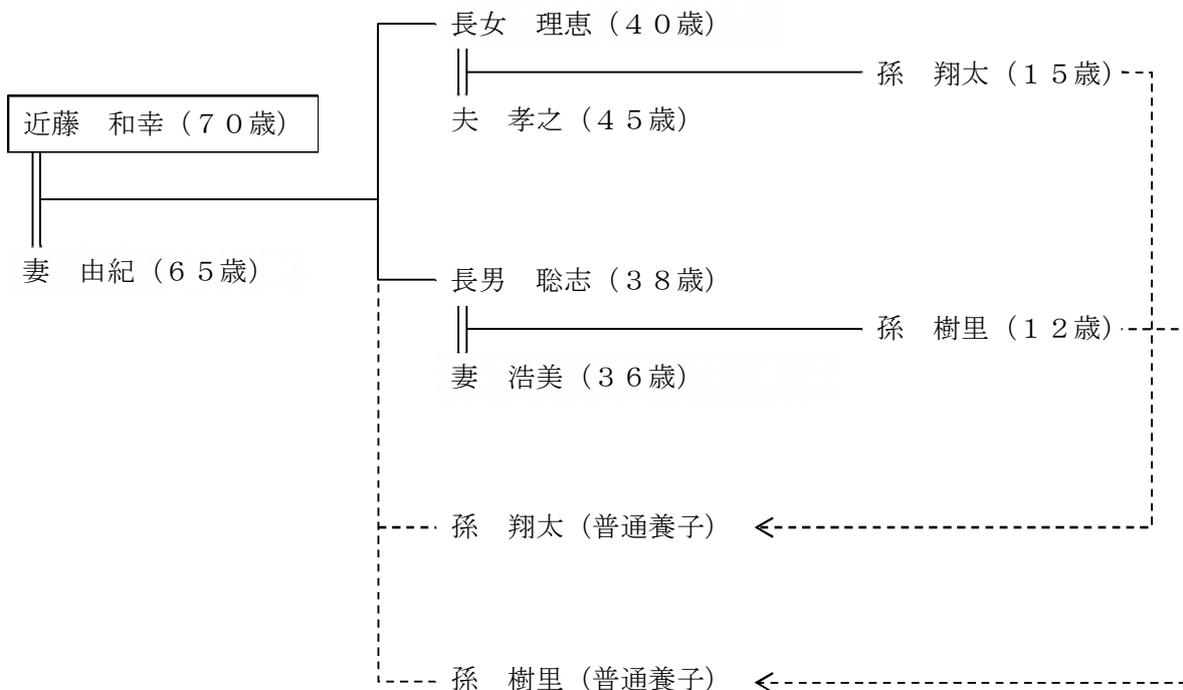
就労所得特約	就労所得保障一時金	特約給付金額100万円の場合 1回限り 100万円	保険期間 60歳満期 65歳満期 70歳満期
	精神疾患保障一時金	特約給付金額100万円の場合 1回限り 100万円	

- 入院給付金日額5,000円で加入し、ケガの治療のため6日間入院した場合、疾病・災害入院給付金が5万円支払われる。
- 外来手術増額特則を付加して入院給付金日額10,000円で加入し、入院中に特定手術を受けた場合、手術給付金が40万円支払われる。
- 三大疾病特約では、がん(悪性新生物)の保障は契約と同時に開始されない。
- 健康祝金ありプランの場合、健康祝金支払判定期間中に継続して12日間入院し、疾病・災害入院給付金を受け取った場合でも、その直後に到来する健康祝金支払基準日に生存していれば健康祝金を受け取ることができる。

問6

東京都内で不動産賃貸業を営んでいる近藤和幸さん（以下「和幸さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ 和幸さんは現在、個人事業主として不動産賃貸業を営んでおり、妻の由紀さんと長男の聡志さんが従業員として働いている。
- ・ 和幸さん夫婦は孫の翔太さん、樹里さんと養子縁組をしている。
- ・ 和幸さんの相続発生時には、法定相続人以外で財産を受け取る予定の者はいない。

[和幸さんの主な資産内容（相続税評価額であり、生命保険契約を除く）]

自宅（土地・建物）：5,000万円

※土地は小規模宅地等の特例適用後の相続税の課税価格に算入される価額

賃貸用不動産：18,000万円

預貯金：3,000万円

有価証券等：1,000万円

その他の財産：2,000万円

※和幸さんの住所および保有する財産は、日本国内にあるものとする。

[生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	和幸さん	和幸さん	由紀さん	2,000万円
②			理恵さん	2,000万円
③			聡志さん	2,800万円
④			翔太さん	500万円
⑤			樹里さん	500万円
⑥	聡志さん		聡志さん	2,000万円

[少額短期保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
⑦	和幸さん	和幸さん	聡志さん	200万円

(問題19)

(設問A) 現時点で和幸さんが死亡した場合に生命保険会社から支払われる死亡保険金のうち、由紀さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。

1. 1,375万円
2. 1,487万円
3. 1,500万円
4. 1,600万円

(問題20)

(設問B) 和幸さんは、財産の移転を進めながら万一に備えるため、生命保険料相当額を子や孫に毎年贈与したいと考えており、CFP[®]認定者に相談した。生前贈与の留意点に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者とする。

1. 和幸さんを保険契約者・被保険者、聡志さんを死亡保険金受取人とした生命保険に加入する場合、保険料の支払いにより和幸さんの財産を減らすことができ、聡志さんの相続税額を軽減させる効果が期待できる。
2. 和幸さんが贈与した保険料相当額で聡志さんを保険契約者・死亡保険金受取人、和幸さんを被保険者とした生命保険に加入する場合、保険料相当額の贈与により和幸さんの財産を聡志さんに移転することができ、相続税額を軽減させる効果が期待できる。
3. 和幸さんが生命保険料相当額を翔太さんおよび樹里さんに贈与した場合、当該生命保険料相当額については、和幸さんが生命保険料控除の適用を受ける。
4. 和幸さんから翔太さんと樹里さんに毎年適正に贈与を行い、贈与の継続中に和幸さんが死亡した場合、贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算する必要はない。

(問題 2 1)

(設問C) 和幸さんは、個人事業から法人成りすることを検討しており、CFP[®]認定者に相談した。現在個人で加入している生命保険契約③(無配当終身保険)を法人へ変更することに関して、CFP[®]認定者が行った次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「個人から法人に無償譲渡する場合、法人は解約返戻金相当額を保険料積立金として資産に計上し、同額を雑収入として益金に計上します。」
2. 「個人から法人に無償譲渡する場合、和幸さん個人について課税関係は発生しません。」
3. 「個人から法人に解約返戻金相当額で有償譲渡する場合、法人は解約返戻金相当額を個人に支払うとともに、同額を保険料積立金として資産に計上します。」
4. 「個人から法人に解約返戻金相当額で有償譲渡する場合、和幸さん個人については譲渡所得として所得税および住民税の課税対象となります。」

(問題 2 2)

(設問D) 和幸さんは、2人の子どものうち長男の聡志さんを後継者として考えている。聡志さんには不動産賃貸業に関わる個人資産をすべて相続させようと考えているが、その場合、他の推定相続人が財産分割に対して不公平を感じないかを心配している。そこで、CFP[®]認定者は、生命保険契約等を活用した代償分割による解決策を提案した。代償分割に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「代償交付金の分割払いは支払いが滞るリスクがあるため、代償交付金を交付する相手の同意のほかに家庭裁判所の許可が必要です。」
2. 「代償分割の内容を遺産分割協議書に明記した場合、代償財産を受け取った相続人は贈与税ではなく、相続税の課税対象となります。」
3. 「代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、被保険者を和幸さん、死亡保険金受取人を聡志さんとする必要がありますが、保険契約者(保険料負担者)については和幸さんと聡志さんのどちらでもかまいません。」
4. 「聡志さんが現金の代わりに不動産を代償交付した場合、その不動産は代償交付が履行された時点の価額により譲渡したものとみなされ、所得税および住民税の課税対象となります。」

(問題 23)

(設問E) CFP[®]認定者は、和幸さんの死亡に備えた相続対策（1次相続対策）だけでなく、由紀さんの死亡に備えた相続対策（2次相続対策）についても説明した。生命保険を活用した相続対策等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者および保険料負担者は和幸さん、被保険者は由紀さんとする。

1. 死亡保険金受取人を聡志さんとする生命保険に加入し、由紀さんが和幸さんよりも先に死亡した場合、死亡保険金は贈与税の課税対象となる。
2. 死亡保険金受取人を聡志さんとする生命保険に加入し、1次相続発生後に保険契約者を聡志さんに変更した場合、2次相続発生時に聡志さんが受け取る死亡保険金のうち、和幸さんが支払った正味払込保険料に対応する部分については、贈与税の課税対象となる。
3. 死亡保険金受取人を和幸さんとする生命保険に加入し、1次相続発生後に保険契約者と死亡保険金受取人を理恵さんに変更した場合、2次相続発生時に理恵さんが受け取る死亡保険金は、全額が一時所得として所得税および住民税の課税対象となる。
4. 死亡保険金受取人を和幸さんとする生命保険に加入し、1次相続発生後に保険契約者を由紀さん、死亡保険金受取人を聡志さんに変更した場合、2次相続発生時に聡志さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。

問7

株式会社KW（以下「KW社」という）は東京都内で建築工事業を営んでいる会社で、代表取締役社長である佐野光秀さん（以下「佐野社長」という）が創業し、経営しています。KW社は、ここ数年業績が良いことから、役員の退職金や生命保険の見直しを検討しており、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[KW社の概要]

- 業種：建築工事業
- 設立：1992年4月1日
- 資本金：1,000万円
- 従業員数：23名
- 規程：従業員退職金規程および役員退職慰労金規程は整備されている。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
佐野 光秀	本人	56歳	代表取締役社長
佐野 貴子	妻	55歳	専業主婦
佐野 修司	長男	32歳	取締役
佐野 博美	長女	29歳	他企業に勤務

[会社決算状況]

- ・ 貸借対照表

2023年3月31日 (単位：千円)

資産の部		負債の部	
<流動資産>	73,000	<流動負債>	50,000
現金・預金	25,000	短期借入金	30,000
売掛金	27,000	買掛金	12,000
受取手形	11,000	支払手形	8,000
棚卸資産	10,000	<固定負債>	45,000
<固定資産>	87,000	長期借入金	45,000
有形固定資産	75,000	純資産の部	
建物	42,000	<株主資本>	65,000
設備・備品	33,000	資本金	10,000
無形固定資産	6,000	利益剰余金	55,000
投資その他の資産	6,000		
投資有価証券	2,000		
その他	4,000		
合計	160,000	合計	160,000

- ・ 損益計算書

自 2022年4月 1日
至 2023年3月31日 (単位：千円)

科目	
売上高	530,000
売上原価	419,000
売上総利益	111,000
販売費・一般管理費	90,000
営業利益	21,000
営業外収益	2,000
営業外費用	2,000
経常利益	21,000
特別利益	1,000
特別損失	0
税引前当期利益	22,000
法人税等	7,700
当期純利益	14,300

(問題 24)

(設問A) 佐野社長は、役員退職慰労金の準備に当たり、会社から支払われる役員退職慰労金の取扱いについて、CFP[®]認定者に相談した。役員退職慰労金の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 佐野社長が死亡し、遺族が受け取った役員退職慰労金は、遺族が受け取る死亡保険金の金額にかかわらず、「500万円×法定相続人の数」まで相続税の課税対象とならない。
2. 佐野社長の役員退職慰労金を会社が年金形式で支払う場合、会社は年金支給を開始した事業年度に、年金の総額を損金の額に算入できない。
3. 佐野社長が社長職を退き、代表権のない会長（実質的に経営上主要な地位を占めていると認められる）への就任に伴い支給された役員退職慰労金は退職所得とならない。
4. 佐野社長の役員退職慰労金の額が具体的に確定する事業年度より前の事業年度に、取締役会で内定した金額を未払金に計上した時点で、損金の額に算入できる。

(問題 25)

(設問B) CFP®認定者は、佐野社長が介護状態になった場合の備えと役員退職慰労金の資金準備を兼ねて定期保険への加入を提案した。下記<条件>に基づき、KW社が介護型定期保険に加入した場合、契約初回の保険料支払時のKW社の経理処理として、正しいものはどれか。

<条件>

[KW社が加入を検討している生命保険]

保険種類：介護型定期保険（無配当）

契約日：2023年7月1日

保険契約者：KW社

被保険者：佐野社長（契約年齢56歳）

死亡保険金受取人：KW社

死亡保険金額：1億円

保険期間：84歳満了

保険料払込期間：84歳（全期払い）

年払い保険料：300万円

[保険料累計額と解約返戻金額の推移]

経過年数	年齢	保険料累計額	解約返戻金額
1年	57歳	300万円	90万円
3年	59歳	900万円	675万円
5年	61歳	1,500万円	1,250万円
10年	66歳	3,000万円	2,550万円
15年	71歳	4,500万円	3,150万円
20年	76歳	6,000万円	3,000万円

※解約返戻金額は、各経過年数の契約応当日の前日時点の金額を記載している。

※解約返戻金額を保険料累計額で割った値（解約返戻率）は、経過年数10年の時点で最も高くなるものとする。

1.	借方		貸方	
	支払保険料	30万円	現金・預金	300万円
	前払保険料	270万円		
2.	借方		貸方	
	支払保険料	120万円	現金・預金	300万円
	前払保険料	180万円		
3.	借方		貸方	
	支払保険料	150万円	現金・預金	300万円
	前払保険料	150万円		
4.	借方		貸方	
	支払保険料	180万円	現金・預金	300万円
	前払保険料	120万円		

(問題 26)

(設問C) 佐野社長は、創業当時のメンバーで常務取締役を務める北村さんが2年後に勇退する際、KW社が加入している下記<資料>の生命保険を名義変更して、役員退職慰労金として不足分の現金と合わせて現物支給する予定である。北村さんの役員退職慰労金の額が、この生命保険の現物支給と現金を合わせて3,000万円である場合、KW社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、保険料は15年分を支払い済みで未経過分に相当する返還金はないものとし、源泉徴収については考慮しないものとする。

<資料>

[KW社が現在加入している生命保険]	
保険種類：長期平準定期保険	
契約日：2010年2月1日	
保険契約者：KW社	
被保険者：北村さん（契約年齢50歳）	
保険金受取人：KW社	
保険金額：5,000万円	
保険期間：100歳	
保険料払込期間：100歳払込満了	
年払い保険料：120万円	
北村さん勇退時（65歳）の解約返戻金：1,200万円	

1.	借方	貸方
	退職金 3,000万円	前払保険料 900万円 現金・預金 2,100万円
2.	借方	貸方
	退職金 3,000万円	前払保険料 1,200万円 雑収入 1,800万円
3.	借方	貸方
	退職金 3,000万円	前払保険料 900万円 雑収入 300万円 現金・預金 1,800万円
4.	借方	貸方
	退職金 3,000万円	前払保険料 1,200万円 雑収入 300万円 現金・預金 1,500万円

(問題 27)

(設問D) CFP®認定者は、佐野社長が病気になった場合の運転資金準備のため、医療保険への加入を提案した。下記<条件>に基づき、KW社が医療保険に加入した場合、契約初回の保険料支払時のKW社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、支払保険料について端数が生じた場合は千円未満を切り捨てるものとする。

<条件>

[KW社が加入を検討している医療保険]
 保険種類：医療保険（無解約返戻金型）
 契約日：2024年4月1日
 保険契約者：KW社
 被保険者：佐野社長（契約年齢56歳）
 死亡保険金・給付金受取人：KW社
 保険期間：終身
 保険料払込期間：10年
 年払い保険料：33万円

1.	借方	貸方
	支払保険料 330,000円	現金・預金 330,000円
2.	借方	貸方
	支払保険料 67,000円	現金・預金 330,000円
	前払保険料 263,000円	
3.	借方	貸方
	支払保険料 33,000円	現金・預金 330,000円
	前払保険料 297,000円	
4.	借方	貸方
	支払保険料 55,000円	現金・預金 330,000円
	前払保険料 275,000円	

問8

株式会社HA社（以下「HA社」という）は、ここ数年受注が拡大し、業績を順調に伸ばしています。目黒社長は、業績が好調なこの時期で、従業員の福利厚生の拡充を検討しており、福利厚生制度等についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：食料品製造業

設立：1980年4月1日

資本金：1,000万円

従業員数：100名

定年：65歳

福利厚生：退職金（一時金）制度あり

中小企業退職金共済（退職金制度の退職金準備手段として加入）

<資料>

[従業員退職金規程]

第1条（適用範囲）

1. この規程は、就業規則の規定に基づき社員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。パートタイマー、嘱託など、就業形態が特殊な者についてはこの限りではない。

第2条（退職金の支給要件）

1. 退職金は満3年以上勤務した社員が以下の各号の一に該当する事由により退職した場合に支給する。
 - ① 定年
 - ② 事業の縮小など業務上の都合による解雇
 - ③ 業務上の事由による死亡・傷病
 - ④ 自己都合
 - ⑤ 業務外の事由による死亡・傷病
2. この規程において会社都合退職とは第1項第1号から第3号までをいう。
3. この規程において自己都合退職とは第1項第4号および第5号をいう。

第3条（基本退職金の計算）

1. 基本退職金は退職時点における本人の持ち点に1点当たりの単価を乗じて算出する。
2. 前項の1点当たりの単価は10,000円とする。ただし、社会情勢の変動に応じ、この単価を改定することがある。

第4条（基本退職金の加減率）

基本退職金の退職事由別加減率は以下のとおりとする。

- ① 会社都合による退職の場合は基本退職金満額を支給する。
- ② 自己都合による退職の場合は別表1に定める率を適用する。

第5条（特別功労金）

在職中、特に功労があったと認められる社員に対して、退職金に特別功労金を加算して支給することがある。支給額はその都度、その功労の程度を勘案して定める。

第6条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げる。

第7条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

第8条（支払の時期および方法）

退職金は、退職または解雇の日から30日以内に通貨で直接、支給対象者にその全額を支払う。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出し小切手などの方法により支払う。

第9条（遺族の範囲および順位）

1. 死亡した社員に対する死亡退職金・弔慰金は、社員が指定した遺族に支給する。
2. 遺族が指定されていないときは、配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

第10条（退職金の不支給）

1. 以下の各号の一に該当する者には、原則として退職金を支給しない。ただし、事情により第4条第2号に規定する自己都合退職金支給率を適用して算定した退職金の支給額に相当する金額を支給することができる。
 - ① 就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
 - ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者
2. 退職金の支給後に前項第2号に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該社員であった者または前条の遺族に求めることができる。

第11条（持ち点の付与）

1. 会社は毎年4月1日に直前の計算期間の勤続ポイントおよび資格ポイントを社員に付与し、その時点の持ち点に加算する。
2. 勤続ポイントは別表2に定める。
3. 資格ポイントは別表3に定める。
4. 本人の持ち点および付与点は毎年4月に本人に通知する。
5. 本人はいつでも現在の持ち点を会社に照会することができる。

第12条（付与点の計算期間）

1. 付与点の計算期間は4月から翌年3月までの期間とする。
2. 一計算期間の中で勤続1年に満たない期間は、一計算期間を月数按分にて計算する。計算期間中途における資格変更のときも同様とする。
3. 前項の場合、1ヵ月に満たない期間は切り捨てる。ただし、計算期間中途での資格変更のときは、当該月については上位の資格ポイントを適用する。
4. 休職期間については会社が特別に認めたとき以外は勤続期間としない。また育児・介護休業期間も勤続期間としない。

第13条（社外業務に従事した場合の併給の調整）

出向等社命により社員が社外業務に従事し、他社より退職金に相当する給付を受けた場合には、その者の退職金は、この規程により算定された退職金から当該給付に相当する額を控除して支給する。

第14条（外部積立による退職金の支給）

会社が、中小企業退職金共済制度など外部機関において積み立てを行っている場合は、当該外部機関から支給される退職金は、会社が直接本人に支給したものとみなし、第3条に規定する算定方法により会社から直接支給する退職金は、当該外部機関から支給される退職金の額を控除した額とする。

第15条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

第16条（制度移行時点での持ち点）

1. 制度移行時点での本人の持ち点は2005年4月1日現在、旧退職金規程の会社都合における退職金支給額を10,000円で除したものとする。なおその際、1点未満の端数は切上げとする。
2. 本規程により勤続ポイントを算出し、前項で換算したポイント数の差を移行時における資格ポイントとする。
3. 以後、勤続年数は入社日を、在級年数は施行日を基準日として勤続ポイント、資格ポイントを算出する。

付則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

別表1 基本退職金自己都合支給率表

勤続年数	支給率								
1	0	11	0.76	21	0.96	31	1.00	41	1.00
2	0	12	0.78	22	0.98	32	1.00	42以上	1.00
3	0.60	13	0.80	23	0.98	33	1.00		
4	0.62	14	0.82	24	0.98	34	1.00		
5	0.64	15	0.84	25	1.00	35	1.00		
6	0.66	16	0.86	26	1.00	36	1.00		
7	0.68	17	0.88	27	1.00	37	1.00		
8	0.70	18	0.90	28	1.00	38	1.00		
9	0.72	19	0.92	29	1.00	39	1.00		
10	0.74	20	0.94	30	1.00	40	1.00		

別表2 勤続ポイント表

勤続年数	付与点
0年～3年未満	0
3年～10年未満	5
10年～20年未満	10
20年～30年未満	15
30年～35年未満	20
35年以上	10

別表3 資格ポイント表

資格	付与点
G1	3
G2	6
G3	10
G4	15
G5	20
G6	30

(問題 28)

(設問A) HA社の従業員である宮本さんが、2023年4月5日に業務中に交通事故で死亡した場合、
＜資料＞および下記＜条件＞に基づき計算した宮本さんの遺族に支給される死亡退職金の額
として、正しいものはどれか。

＜条件＞

勤続年数等：正社員として2014年4月1日に入社し、退職するまで9年間継続して勤務した。
資格ポイント：G1として2回、G2として4回、G3として3回付与されている。
その他：第5条に定める特別功労金、第12条に定める月数按分による計算や計算期間中途での資
格変更など、＜条件＞に記載のないものは考慮しないものとする。

1. 600,000円
2. 684,000円
3. 950,000円
4. 1,250,000円

(問題 29)

(設問B) 目黒社長は、HA社の福利厚生制度をより充実させるため、総合福祉団体定期保険と団体定
期保険（Bグループ保険）の導入を検討しており、CFP[®]認定者に相談した。総合福祉団
体定期保険と団体定期保険（Bグループ保険）に関する次の記述のうち、最も不適切なもの
はどれか。

1. 総合福祉団体定期保険のヒューマン・ヴァリュー特約は、従業員の死亡等による事業主の経
済的損失に備えるものであり、その特約死亡保険金の受取人は、従業員の遺族ではなく事業
主となる。
2. 総合福祉団体定期保険は、全員加入が原則であり、従業員の意思にかかわらず被保険者とし
て加入する。
3. 団体定期保険（Bグループ保険）の保険料率の設定方式は加入する団体ごとに決められ、一
定年齢ごとに保険料率を設定する年齢群団別保険料率方式などがある。
4. 団体定期保険（Bグループ保険）は、引き続き保険料を従業員が負担することで、退職後も
継続加入することができる場合がある。

(問題30)

(設問C) HA社は退職金の原資として、中小企業退職金共済制度(以下「中退共」という)に加入している。従業員である米田さんの中退共の加入内容等が下記のとおりである場合、中退共から支給される退職金の額として、正しいものはどれか。なお、今回の支給には付加退職金が加算されないものとする。

[米田さんの加入内容]

加入日：2014年4月1日

退職日：2023年3月31日

掛金：加入時 月額5,000円

2019年4月1日 月額7,000円に増額

※2023年3月まで掛金納付済み

[掛金月額1,000円当たりの退職金支給額]

掛金納付月数	支給額
12	3,600円
24	24,000円
36	36,000円
48	48,170円
60	60,820円
72	73,710円
84	86,760円
96	99,950円
108	113,230円
120	126,560円

1. 566,150円
2. 641,290円
3. 662,490円
4. 792,610円

問9

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題31)

(設問A) 損害保険料率算出機構が算出する参考純率に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

損害保険料率算出機構では、会員会社から報告された大量のデータに基づき(ア)に相当する部分の参考純率を算出し、会員会社に提供している。

2021年6月に行われた火災保険の参考純率の改定により、住宅総合保険の参考純率は、全国平均で(イ)引き上げられ、参考純率が適用できる期間は最長(ウ)までとした。

1. (ア) 純保険料率 (イ) 4.9% (ウ) 10年
2. (ア) 付加保険料率 (イ) 10.9% (ウ) 10年
3. (ア) 純保険料率 (イ) 10.9% (ウ) 5年
4. (ア) 付加保険料率 (イ) 4.9% (ウ) 5年

(問題32)

(設問B) 保険業法における情報提供義務および意向把握義務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「情報提供義務」では、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報および顧客に対して注意喚起すべき情報、ロードサービス等のその他参考となるべき情報の提供が求められる。
2. 保険契約者と被保険者が異なる保険期間1年未満の契約または被保険者の保険料負担が1万円以下の契約の場合、当該被保険者への「情報提供義務」の適用が除外される。
3. 個人型財形保険の契約については、意向把握を求める必要性が乏しいため、「意向把握義務」の適用が除外される。
4. 保険契約者と被保険者が異なる契約で被保険者の保険料負担がない場合、当該被保険者への「意向把握義務」の適用が除外される。

(問題 3 3)

(設問 C) 損害保険と法律知識に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問においては「失火の責任に関する法律」を「失火責任法」という。

1. 過失（重過失に該当しない）により発生したガス爆発事故により隣接する他人の建物に損害を与えた場合、失火責任法は適用されず、民法第709条に定める損害賠償責任を負う。
2. 過失（重過失に該当しない）による火災で隣接する他人の建物を焼失させた場合、失火責任法は適用されず、民法第709条に定める損害賠償責任を負う。
3. 分譲マンションの自室からの過失（重過失に該当する）による火災で隣接する他人の戸室を焼失させた場合、失火責任法の適用により、民法第709条に定める損害賠償責任を負わない。
4. 賃貸マンションの借借人が、過失（重過失に該当しない）による火災で借室を焼失させた場合、失火責任法の適用により、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負わない。

問10

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題34)

(設問A) 橋口さんは、住宅建物(延べ床面積105m²)を保険の対象として住宅向け火災保険(以下「火災保険」という)と地震保険を契約している。橋口さんの住宅建物が保険期間中に地震による火災で全焼となった場合、下記<条件>に基づき、火災保険と地震保険から支払われる損害に対する保険金、費用保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1>～<資料3>を参照すること。

<条件>

[橋口さんの契約内容]

保険種類：地震保険付帯住宅向け火災保険
 保険契約者・被保険者・建物所有者：橋口さん
 保険期間：火災保険 2023年3月1日から5年間
 地震保険 2023年3月1日から5年間
 保険の対象：木造モルタル塗瓦葺専用住宅建物1棟
 保険価額：1,400万円(門、塀または垣を含まない)
 保険金額：火災保険金額 1,400万円(免責金額：0円)
 地震保険金額 600万円
 特約：地震火災費用特約(保険証券に記載された支払割合5%、支払限度額300万円)

[損害額]

建物の損害額：1,400万円(全損)
 損害防止費用：消火活動に使用した消火器などの再取得費用として30万円(実費)

<資料1>

[住宅向け火災保険 普通保険約款(抜粋)]

第1章 建物条項
 第1条～第2条—省略—
 第3条 [保険金を支払う場合]

(1) 当社は、保険期間中に発生した次表の「事故の種類」に該当する事故によって保険の対象に発生した損害に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。「事故の種類」欄に記載がない事故によって発生した損害に対しては損害保険金を支払いません。

事故の種類	
①	火災、落雷、破裂・爆発
②	風災、ひょう災、雪災
③	水ぬれ
④	盗難
⑤	水災
⑥	破損、汚損等

(2) —省略—

第4条 [保険金を支払わない場合]

(1) 当社は、次表のいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金を支払いません。

保険金を支払わない損害	
①	保険契約者、被保険者の故意、重大な過失等による損害
②	保険金を受け取るべき者の故意、重大な過失等による損害
③	使用者、管理者、親族の故意による損害
④	消耗劣化、虫食い等による損害
⑤	保険の対象の欠陥による損害
⑥	外観上の損傷、汚損
⑦	雨水等の吹込み、漏入による損害

(2) 当社は、次表のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、損害保険金を支払いません。この場合の損害には、次表のいずれかに該当する事由によって発生した第3条 [保険金を支払う場合] に掲げる事故が延焼または拡大して発生した損害、および発生原因がいかなる場合でも同条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して発生した損害を含みます。

保険金を支払わない事由	
①	戦争、武力行使等
②	地震、噴火等
③	核燃料物質等による事故
④	放射線照射、放射能汚染

(3) 当社は、第3条 [保険金を支払う場合] (1) ⑥の事故によって発生した次表のいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金を支払いません。

保険金を支払わない損害	
①	公権力の行使による損害
②	作業の過失、技術の拙劣による損害
③	電氣的、機械的の事故による損害
④	詐欺、横領による損害
⑤	土地の沈下、隆起等による損害
⑥	管球類の単独損害

第5条 [支払保険金の計算]

(1) 当社が第3条 [保険金を支払う場合] (1) の損害保険金として支払う額は、次表によります。

事故の種類	支払保険金の額
① 火災、落雷、破裂・爆発	【全焼・全壊の場合】 損害保険金＝建物保険金額 【全焼・全壊以外の場合】 損害保険金＝損害の額－免責金額 ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。
② 風災、ひょう災、雪災	
③ 水ぬれ	
④ 盗難	
⑤ 水災	
⑥ 破損、汚損等	

(2) ～ (5) -省略-

第6条 -省略-

第7条 [損害防止費用および権利保全行使費用]

(1) 保険契約者または被保険者が、第3条 [保険金を支払う場合] の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約の普通保険約款または普通保険約款に適用される特約の規定により保険金が支払われないときを除き、当社は、次に掲げる費用に対して、損害防止費用を支払います。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

(2) ～ (4) -省略-

<資料 2 >

[地震火災費用特約 (抜粋)]

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって次表「保険の対象」のいずれかに該当するものが損害を受けた場合は、それによって臨時に発生する費用に対して、この特約に従い、地震火災費用保険金を支払います。ただし、次表「保険金を支払う条件」を満たしたときに限ります。

保険の対象		保険金を支払う条件
①	建物	保険の対象である建物が半焼以上となった場合
②	家財	保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合

— 中略 —

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次表のいずれかに該当する損害に対しては、地震火災費用保険金を支払いません。

保険金を支払わない損害	
①	保険契約者、被保険者の故意、重大な過失等による損害
②	保険金を受け取るべき者の故意、重大な過失等による損害
③	使用者、管理者、親族の故意による損害

(2) 当社は、次表のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、地震火災費用保険金を支払いません。この場合の損害には、次表のいずれかに該当する事由によって発生した第2条 (保険金を支払う場合) に掲げる事故が延焼または拡大して発生した損害、および発生原因がいかなる場合でも同条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して発生した損害を含みます。

保険金を支払わない事由	
①	戦争、武力行使等
②	核燃料物質等による事故
③	放射線照射、放射能汚染

第4条 (支払保険金の計算)

当社が第2条 (保険金を支払う場合) の地震火災費用保険金として支払う額は、次表によります。この場合において、次表の支払額と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

保険金の種類	支払保険金の額
地震火災費用保険金	$\text{地震火災費用保険金} = \text{保険金額} \times (\text{保険証券記載の割合}) \%$ ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の額を限度とし、この保険契約における被保険者が複数の場合であっても、保険証券記載の額を限度とします。

<資料3>

[地震保険普通保険約款（抜粋）]

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
- （注）一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、その建物の損害が生じた場合には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

第3条～第4条—省略—

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

1. 600万円
2. 630万円
3. 670万円
4. 700万円

(問題35)

(設問B) 吉田さんは、自家用自動車を運転中に事故に遭い、相手車両および自車両に損害が生じた。下記<条件>に基づき、吉田さんの自動車保険から支払われる対物賠償保険金と車両保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては<資料1><資料2>を参照すること。

<条件>

[吉田さんの自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：吉田さん
対人賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）
対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）
車両保険金額：160万円（免責金額：0円）
車両保険価額：160万円

[相手方の自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：相手方の個人名義
対人賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）
対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：5万円）

[その他]

- ・ 事故状況と過失割合および損害額等は、<資料1>のとおり。
- ・ 吉田さんおよび相手方のいずれの損害額および過失割合も確定済みであり、双方にケガはない。
- ・ 相手方の対物賠償責任保険からの保険金および相手方保険の免責金額の相手方負担分を受け取ることとし、保険会社間の相殺はないものとする。また、<資料2>第2節第4条（1）の「第5条①から⑤までの費用」および「被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するもの」は発生していないものとする。
- ・ <資料2>車両条項第5条（3）の「回収金」には、相手方の対物賠償保険金および相手方負担の免責金額を含み、「第7条の費用」はないものとする。

<資料1>

[事故状況]
 信号のない同幅員のT字型交差点

吉田さんの車両
過失割合：60%

相手車両
過失割合：40%

衝突

[損害額等]
 吉田さんの車両の損害額（修理費用）：80万円
 相手車両の損害額（修理費用）：50万円
 相手車両の時価額：200万円
 事故に要したその他の費用：なし

<資料2>

[個人総合自動車保険普通保険約款（抜粋）]

第2節 対物賠償責任条項
 第1条 [保険金を支払う場合]
 当社は、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を損壊させたこと、またはご契約のお車の所有、使用または管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になること（以下「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、対物賠償保険金を支払います。

第2条～第3条－省略－
 第4条 [支払保険金の計算]
 (1) 1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。

対物賠償 保険金の額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第5条（費用）①から⑤までの費用	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	－	免責金額の記載がある場合は、その免責金額
---------------	---	-----------------------------------	---	------------------	---	-----------------------------------------------------	---	----------------------

(2) －省略－
 －中略－

車両条項

第1条 [保険金を支払う場合]

(1) 当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に発生した損害およびご契約のお車の盗難によって発生した損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に車両保険金を支払います。

(2) 本条(1)のご契約のお車には、付属品を含みます。

第2条～第4条－省略－

第5条 [支払保険金の計算]

(1) 1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額	
	車両保険金額が保険価額以上の場合	車両保険金額が保険価額に達しない場合
① 全損の場合	保険価額	車両保険金額
② 分損の場合	次の算式によって算出される額とします。ただし、保険価額を限度とします。 $\boxed{\text{第6条(損害の額の決定)②の損害の額}} - \boxed{\text{免責金額の記載がある場合は、その免責金額}}$	次の算式によって算出される額とします。ただし、車両保険金額を限度とします。 $\left(\boxed{\text{第6条(損害の額の決定)②の損害の額}} - \boxed{\text{免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} \right) \times \frac{\text{車両保険金額}}{\text{保険価額}}$

(2)－省略－

(3) 第6条(損害の額の決定)の損害の額および第7条(費用)の費用のうち、回収金(注1)がある場合において、回収金(注1)の額が被保険者の自己負担額を超過するときは、当社は本条(1)および(2)に定める車両保険金の合計額からその超過額を差し引いて車両保険金を支払います。

(4)－省略－

(注1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第6条 [損害の額の決定]

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

① 全損の場合は、保険価額

② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費の額}} - \boxed{\text{修理に際し部分品を交換したためにご契約のお車全体として価額の増加が発生した場合は、その増加額}} - \boxed{\text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額}}$$

以下－省略－

1. 52万円
2. 57万円
3. 78万円
4. 83万円

(問題36)

(設問C) 建設会社に勤務する西岡さんは、工作中的の事故により負傷して病院に入院し治療していたが、事故日から20日後に死亡した。下記<条件>に基づき、生活補償保険(傷害補償特約)から支払われる保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、事故日は保険期間中であり、これまでに保険金の支払いはないものとする。また、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[西岡さんの生活補償保険(傷害補償特約)の契約内容]

傷害死亡・後遺障害保険金額：500万円

傷害入院保険金額(日額)：10,000円(支払限度日数90日)

傷害通院保険金額(日額)：5,000円

傷害手術保険金額：傷害入院保険金額(日額)の5倍・10倍

※その他の特約は付帯されていない。

[事故状況および治療状況]

- ・ 高所から落下し脊椎に損傷を負い、その治療のため入院し、入院中に手術を1回受けた。
- ・ 死亡するまでの入院日数は20日間である。
- ・ 後遺障害は発生しておらず、通院はしていない。

※いずれも確定した損害および日数である。

<資料>

[生活補償保険普通保険約款 傷害補償特約(抜粋)]

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い傷害保険金を支払います。
- (2) 当社は、本条(1)の傷害保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて支払います。ただし、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金については、保険証券に傷害死亡・後遺障害保険金額が記載された場合、傷害手術保険金については保険証券に傷害入院保険金日額が記載された場合に支払います。
- (3) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。

第3条～第4条—省略—

第5条(傷害死亡保険金の計算)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。ただし、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を、傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。

(2)～(3)－省略－

第6条－省略－

第7条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）

(1) 当社は、被保険者が傷害入院に該当した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{傷害入院保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{\text{傷害入院の日数}}$$

(2)－省略－

(3) 本条（1）の傷害入院の日数には次の日数を含みません。

① 事故の発生の日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数

② 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数

(4) 被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対しては傷害入院保険金を支払いません。

(5) 当社は、被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、傷害手術保険金支払対象期間（注1）内に病院または診療所において、その傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術（注2）について、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金としてその被保険者に支払います。

① 入院中（注3）に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{傷害入院保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times 10$$

② 本条（5）①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{傷害手術保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times 5$$

(6) 被保険者が傷害手術保険金を支払うべき手術を同一の日に複数回受けた場合は、それらの手術のうち傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ傷害手術保険金を支払います。

(7)－省略－

(注1) 傷害手術保険金支払対象期間とは、傷害保険金を支払いうる傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間の日数に達するまでの期間をいいます。

(注2) 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。

(注3) 入院中とは、第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

以下－省略－

1. 510万円
2. 520万円
3. 525万円
4. 530万円

問 1 1

戸建て住宅を購入して居住している成田さんが契約している損害保険に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

成田さん (54歳) : 会社員
妻 (53歳) : パートタイマー (成田さんと同居・同一生計)
長男 (27歳) : 会社員 (両親と別居・別生計、既婚)
二男 (22歳) : 大学生 (両親と別居・同一生計、未婚)
長女 (17歳) : 高校生 (両親と同居・同一生計、未婚)
成田さんの母 (79歳) : 無職 (成田さんと同居・同一生計)

[成田さんが契約している損害保険の内容]

<契約①>

保険種類 : 自動車保険
保険契約者＝記名被保険者・車両所有者 : 成田さん
保険期間 : 2023年2月1日から1年間
被保険自動車 : 自家用小型乗用車
保険金額 : 対人賠償責任保険金額 無制限 (1名につき)
対物賠償責任保険金額 無制限 (1事故につき)
人身傷害保険金額 5,000万円 (1名につき)
一般車両保険金額 150万円
特約 : 運転者本人・配偶者限定特約
運転者年齢条件特約 (21歳以上補償)
他車運転危険担保特約 (自動付帯)
自動車損害賠償責任保険も同じ保険会社と契約している。

<契約②>

保険種類 : 介護費用保険
保険契約者 : 成田さん
被保険者 : 成田さんの母
保険期間 : 2000年3月15日から終身
保険金額 : 医療費用・介護施設費用保険金額 (月額) 10万円
介護諸費用保険金額 (月額) 20万円
臨時費用保険金額 100万円
特約 : なし

<契約③>

保険種類：普通傷害保険

保険契約者＝被保険者：成田さん

保険期間：2023年4月1日から1年間

保険金額：傷害死亡・後遺障害保険金額 1,000万円

入院保険金額（日額） 6,000円

通院保険金額（日額） 3,000円

特約：個人賠償責任補償特約

(問題37)

(設問A) 成田さんが契約している自動車保険<契約①>に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 成田さんが勤務先の会社の業務のため社有車（会社所有の自家用軽四輪乗用車）を運転中に、他人の住宅の塀に衝突し損壊させた場合、他車運転危険担保特約の対物賠償責任保険の補償の対象となる。
2. 成田さんの妻が被保険自動車を運転中に、誤って電柱に衝突し、同乗していた長男がケガをして入院した場合、対人賠償責任保険の補償の対象となる。
3. 成田さんが所有している自動車が地震による津波で水没し全損となった場合、一般車両保険の補償の対象となる。
4. 成田さんが被保険自動車を運転中に、他の自動車と衝突し、同乗していた二男がケガをして入院した場合、人身傷害保険の補償の対象となる。

(問題38)

(設問B) 自動車損害賠償責任保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 被害者が死亡した場合、支払限度額は1人につき最高3,000万円であるが、1事故当たりの支払限度額はない。
2. 被害者に後遺障害が残った場合、支払われる保険金の限度額は常時介護が必要な場合は最高3,000万円、その他の後遺障害の場合は1級から14級までの後遺障害等級に応じて3,000万円～75万円となっている。
3. 被害者に7割以上の過失がある場合、被害者の過失割合に従って定められた減額割合に基づいて保険金が減額され、過失割合が7割以上8割未満の場合は、2割減額される。
4. 被害者が傷害で入院し、その後、死亡した場合、死亡に至るまでの傷害の損害と死亡の損害の両方に対して保険金が支払われる。

(問題 39)

(設問C) 成田さんの母に介護が必要になった場合、成田さんが契約している介護費用保険<契約②>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、介護費用保険の保険金支払いの要件を満たしているものとする。

1. 被保険者が要介護状態であることを医師が診断し、所定の日数を超えてその状態が継続した場合、医師の診断日から被保険者が要介護状態でなくなった日までが保険金の支払対象期間となる。
2. 療養に関する費用として病院に支払った差額ベッド料は、医療費用・介護施設費用保険金の支払い対象となる。
3. 介護用ベッドの購入費用は、介護諸費用保険金の支払い対象となる。
4. 自宅での介護のための住宅の改造費用は、臨時費用保険金の支払い対象となる。

(問題 40)

(設問D) 成田さんが契約している普通傷害保険<契約③>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約は付帯されていないものとする。

1. 成田さんが炎天下でゴルフをしていて熱中症になり入院した場合、入院保険金の支払い対象とならない。
2. 成田さんが国内旅行中にウイルス性食中毒を発症し入院した場合、入院保険金の支払い対象とならない。
3. 成田さんの長女が通学のため電動アシスト自転車を運転中、他人に接触して負傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象とならない。
4. 成田さんの妻がパート勤務中、料理をこぼして客の服を汚してしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象とならない。

問 1 2

C F P[®]認定者は、パン製造業を営むA S株式会社（以下「A S社」という）に係るリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[A S社の概要]

事業内容：パン製造業

※同一敷地内にベーカリーレストランを運営している。

資本金：1億円

従業員：200名（うち、パート・アルバイト60名）

所有建物：製造工場（鉄骨サイディング造2階建て 5,000m²）

本社ビル（鉄筋コンクリート造3階建て 700m²）

レストラン（鉄骨造平屋建て 300m²）

所有車両：9台（自家用普通乗用車1台、自家用小型貨物車8台）

(問題 4 1)

(設問A) 企業活動のリスクと対応する損害保険について、C F P[®]認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。

1. 「製造工場で労災事故が発生した場合、災害補償規定に基づく政府労災保険（労働者災害補償保険）の上乗せ補償に対する備えとして、労働災害総合保険（法定外補償条項）を検討した方がよいでしょう。」
2. 「レストランにおいて、床の水滴が原因で業務中の従業員が転倒しケガをした場合、会社が法律上の損害賠償責任を負う場合の備えとして、施設所有（管理）者賠償責任保険を検討した方がよいでしょう。」
3. 「レストランに展示している高価な美術品が、展示中に突然落下して損傷した場合の備えとして、動産総合保険を検討した方がよいでしょう。」
4. 「従業員へのハラスメント行為に起因して、会社が法律上の損害賠償責任を負う場合の備えとして、雇用慣行賠償責任保険を検討した方がよいでしょう。」

(問題 4 2)

(設問 B) A S 社は新たに自家用小型貨物車を購入する予定である。自動車保険のフリート契約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、A S 社が所有する車両はすべて損害保険会社が扱う自動車保険に加入するものとする。

1. 所有・使用する契約車両が 10 台に到達した日から、フリート契約の保険料が適用対象となる。
2. 所有・使用する個々の車両の事故歴により、車両 1 台ごとに保険料の割増引が適用される。
3. 所有・使用する車両 10 台を 1 つの保険証券で契約した場合、フリート多数割引が適用される。
4. 全車両一括付保特約を付帯した場合、保険料を分割払いにしても割増保険料が加算されない。

(問題 4 3)

(設問 C) 生産物賠償責任保険（食中毒・特定感染症利益担保特約付帯）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、他の特約は付帯しないものとする。

1. 製造工場において製品を製造・販売し、重大な過失により食中毒が発生した場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害は補償の対象となる。
2. 製造工場で製造・販売したパンが原因で食中毒が発生した場合、パンを回収し廃棄に要した費用は補償の対象となる。
3. レストランにおいて従業員が試食して食中毒が発生した場合、当該従業員に対する法律上の損害賠償責任を負担することによる損害は補償の対象となる。
4. レストランにおいて提供した料理に起因して食中毒が発生し、店舗の営業が休止したために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用）は補償の対象となる。

問 1 3

自動車部品製造業者である株式会社BC（以下「BC社」という。役員3名、従業員3名であり、同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、BC社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[契約①]

保険種類：介護費用保険

保険契約者：BC社

被保険者：BC社の役員（3名）

保険金受取人：被保険者

年払い保険料：被保険者1名当たり10万円

保険始期：2010年4月1日

※現在、被保険者は全員60歳未満である。

[契約②]

保険種類：長期火災保険

保険契約者：BC社

保険の対象：BC社所有の社屋建物

保険金額：4,000万円

一時払い保険料：25万円

保険期間：2022年10月1日から5年間

[契約③]

保険種類：自動車保険

保険契約者：BC社

被保険自動車：BC社の社有車（帳簿価額400万円）

保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（1名につき）

対物賠償責任保険金額 無制限（1事故につき）

人身傷害保険金額 3,000万円（1名につき）

一般車両保険金額 500万円

保険期間：2022年9月1日から1年間

(問題 4 4)

(設問A) 2022年度末におけるBC社の契約している介護費用保険 [契約①] の保険料支払いに係る経理処理 (税務処理) として、最も適切なものはどれか。

1.	借方	貸方
	役員報酬 300,000円	現金・預金 300,000円
2.	借方	貸方
	福利厚生費 150,000円	現金・預金 300,000円
	前払保険料 150,000円	
3.	借方	貸方
	福利厚生費 150,000円	現金・預金 300,000円
	役員報酬 150,000円	
4.	借方	貸方
	福利厚生費 300,000円	現金・預金 300,000円

(問題 4 5)

(設問B) BC社が支払った長期火災保険 [契約②] の保険料のうち、2022年度末において損金に算入できる額として、最も適切なものはどれか。

1. 12,500円
2. 25,000円
3. 50,000円
4. 250,000円

(問題 4 6)

(設問C) BC社が契約している自動車保険 [契約③] の被保険自動車が、2022年12月に業務で国道を走行中に運転を誤って横転し全損となり、車両保険金として500万円を受け取った。BC社は、この保険金を使って2ヵ月後に同じ車種の車両 (代替資産) を、450万円で取得した。BC社が新たに取得した車両について圧縮記帳限度額まで圧縮記帳の適用を受けた場合、再取得車両の帳簿価額として、最も適切なものはどれか。なお、廃車等のために支出した費用は20万円である。

1. 325万円
2. 375万円
3. 450万円
4. 500万円

問14

個人および個人事業主を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題47)

(設問A) 会社員の西里さんは、下記<資料>の保険契約を損害保険会社と締結し、保険料をそれぞれ払込期日どおりに支払っている。西里さんが2022年分の所得税に関して受けられる地震保険料控除の額として、最も適切なものはどれか。なお、<資料>に記載のない保険契約は考慮しないものとする。

<資料>

[契約①]

保険種類：自動車保険
 保険契約者＝保険料負担者：西里さん
 記名被保険者：西里さん
 保険期間：2022年10月1日から1年間
 年間保険料（一時払い）：200,000円

[契約②]

保険種類：地震保険付帯住宅向け火災保険
 保険契約者＝保険料負担者：西里さん
 保険の対象：西里さんの自宅建物
 保険期間：火災保険 2022年1月1日から5年間
 地震保険 2022年1月1日から1年間（自動継続）
 保険料：火災保険料（長期一括払い） 450,000円
 地震保険料（2022年支払分） 45,000円

[契約③]

保険種類：所得補償保険
 保険契約者＝保険料負担者：西里さん
 被保険者：西里さん
 保険期間：2022年7月1日から1年間
 年間保険料（一時払い）：20,000円

[契約④]

保険種類：ペット保険
 保険契約者＝保険料負担者：西里さん
 保険期間：2022年1月1日から1年間
 保険料（月払い）：2,000円

1. 45,000円
2. 50,000円
3. 65,000円
4. 135,000円

(問題 48)

(設問B) 個人の損害保険金と満期返戻金の税務に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. ホールインワンを達成しパーティを開催したことにより、ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用担保特約から被保険者が受け取った保険金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
2. 保険期間10年・保険料月払いの積立保険の満期返戻金を保険料負担者である個人が受け取った場合は、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. ケガで就業不能となり、業務に従事することができなかった期間の損害の補償として、所得補償保険から受け取った保険金は、非課税である。
4. 自動車を運転中の事故により被保険者が死亡し、人身傷害保険から相続人が受け取った死亡保険金のうち、被保険者自身の過失相当額は、非課税である。

(問題 49)

(設問C) 個人事業主が受け取った損害賠償金等に係る所得税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 対物賠償事故により倉庫と倉庫内設備が損害を受け、その倉庫と設備の損害に対して個人事業主が受け取った損害賠償金は、非課税である。
2. 対物賠償事故により倉庫内に保管していた商品に損害を受け、その商品の損害に対して個人事業主が受け取った損害賠償金は、非課税である。
3. 対物賠償事故により事業用資産に損害を受け、業務が一時休止となり、個人事業主が収益補償として受け取った損害賠償金は、非課税である。
4. 対物賠償事故により店舗に損害を受け、本来の店舗で営業再開できるまでの仮店舗の賃借料の補償として受け取った損害賠償金は、非課税である。

(問題 50)

(設問D) 雑損控除と災害減免法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 雑損控除では、納税者の所有する資産に加え、納税者と生計を一にする配偶者や親族で、その年の総所得金額等が48万円以下の者が所有する資産に対する損害も対象となる。
2. 災害にあった年分の合計所得金額が1,000万円超の場合、雑損控除の適用を受けることができない。
3. 災害減免法では、その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合、翌年以後3年間にわたり繰り越して控除することができる。
4. 自然災害による損害ならびに盗難や横領による損害は、災害減免法の適用対象となる。